

【別記】

静岡県浜松市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 8 月 1 日現在における静岡県浜松市の行政区域とする。概ねの面積は 15 万 5,800 ヘクタール程度（浜松市面積）である。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園及び県立自然公園、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域及び環境省が特定植物群落に指定している山住神社のスギ、気田川明神峡のシイ・カシ林等及び重要湿地「浜名湖」の環境保全上重要な地域については、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」に示すとおり、環境保全のための配慮を行う。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。



※詳細については、「【別紙】促進区域図」において示すものとする。

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

本市は、首都圏と関西圏の 2 つの経済圏のほぼ中間に位置している。平成 17 年の市町村合併により、人口 80 万人を擁し、面積 1,558 平方キロメートルという広大な市域を有する都市となった。市域には、都市機能や先端技術産業などが集積する都市部、都市近郊的農業が盛んな平野部、豊富な水産資源に恵まれた沿岸部、そして広大な森林を有する中山間地域と、全国に類のない多彩なフィールドを有する国土縮図型の都市である。

また、四季を通じて豊かな自然と全国屈指の日照時間を誇る温暖な気候、天竜川からの豊富な工業用水とともに、堅固な地盤で津波や液状化などのリスクが少ない扇状地が隆起してできた三方原台地という地勢にも恵まれ、良質な労働力や「やらまいか精神」に形容される進取の気風に培われた、わが国有数の「ものづくりのまち」として発展を続けてきた。

江戸時代から続く綿織物と製材業をルーツとした、繊維、楽器、輸送用機器の三大産業を中心として栄えてきた本市の産業構造は、現在、輸送用機器を核とした製造業（ものづくり産業）に特化しており、地域内における激しい競争と協力のもとで、ホンダ、ヤマハ、スズキ、河合楽器、ヤマハ発動機等の日本を代表するグローバル企業が輩出されるとともに、オンリーワン・ナンバーワン技術をもつ中小・ベンチャー企業等も多数生まれている。

光・電子技術関連については、トップランナー企業である浜松ホトニクスをはじめとして、関連のスピノフ/アウトベンチャーが急成長を見せており、新たな産業集積が進んでいる。

さらに、農林水産分野においても広大な市域の中で地域の特性を生かした多彩な農産物が生産されている。天竜川中流域の急峻な中山間地、扇状地に広がる下流域の平野部、河岸段丘の三方原台地、そして浜名湖から太平洋の沿岸部によって形成される砂地等、様々な地形や土壌を生かし、山間地域である天竜区ではお茶やしいたけ、浜北区では柿や梨、植木、北区ではみかんやネーブル等の柑橘類や畜産、馬鈴薯、大根等、西区では玉ねぎやチンゲン菜、菊やガーベラ等の花き、東・南区では水稲やメロン、セルリー、エシャレットの産地である。

天竜川本流とその支流を中心に、市域の66%を占める森林が広がっている。この森林は「天竜美林」と称され、日本三大人工美林の1つに数えられている。林業は、天竜地域と引佐地域において6つの森林組合と約10社の民間事業者等により営まれている。「天竜美林」から生産される木材は、強度や色艶などに優れ、高品質木材として市場から高い評価を受けている。水産業では天竜川や浜名湖、遠州灘といった恵まれた自然環境があり、各地域において沿岸漁業、湖面漁業、内水面漁業、養殖業などの様々な漁業が営まれている。

観光関連分野においては、国際的な観光地域づくりを目指して、国から選抜されている観光圏（全国13エリアのみ）に「浜名湖観光圏」が認定されている。本市は、海（遠州灘）・湖（浜名湖）・川（天竜川）・山（南アルプス）に四方を囲まれ、年中温暖で風光明媚なため、多種多様な観光資源と潜在的なポテンシャルを有している。大自然やテーマパーク等の観光以外にも、産業観光や音楽観光、グルメ等が充実し、2017年大河ドラマ「おんな城主 直虎」の放送を契機に、歴史の観光においても脚光を浴びている。このような中、2018年度からは地域連携DMO「（公財）浜松・浜名湖ツーリズムビューロー」が始動し、経済的観点からの観光関連産業の主要産業化と社会的観点からのシビックプライドの向上を目指している。

エネルギー分野においては、多彩な市域のフィールドから生まれる、全国トップクラスの日照時間や遠州灘（太平洋）から吹き込む“からっ風”、一級河川から普通河川まで約7,500本もの大小様々な河川、市内に張り巡らされている農業用水、市域の約70%を占める森林、生ごみや下水汚泥等の都市型バイオマスなど、多様で豊富なエネルギー源が存在している。

近年では、産業振興に積極的に取り組んでいる地方銀行や信用金庫等の金融機関とも緊密なネットワークを構築し、産学官金の連携を積極的に展開することで、大企業を基軸とした中小・ベンチャー企業を含む企業間ネットワークが一層緊密に張り巡らされ、輸送用機器を中心として、単なる工業団地等における企業の集合体を越えた、有機的な産業クラスターの形成が進んでいる。さらに、浜松商工会議所には「農商工連携研究会」という組織があり、地域の中小企業が有する技術力を農業分野に活かす土壌が形成されている。

交通インフラに関しては、市内に東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジが計7か所存在し、国内の東西物流の要衝となっている。また、三遠南信自動車道の整備により、今まで直接のアクセスが困難だった南信州との南北ルートも確保されることで、全方向からの交通の結節点としてのポテンシャルがより高い地域となる。

さらに、知的インフラである静岡大学、浜松医科大学、光産業創成大学院大学及び静岡県工業技術研究所浜松工業技術支援センター等の先進的研究機関の研究開発ポテンシャルを生かし、強固な産学官連携により、様々なイノベーションの創出への挑戦がなされている。

環境・エネルギー分野においても、平成 25 年に策定した浜松版エネルギービジョンに基づき、「浜松版スマートシティ」の実現を目指し、浜松市スマートシティ推進協議会や(株)浜松新電力を立ち上げるなど、市内外の民間企業も数多く参画した官民連携によるスマートシティ推進体制を形成し、民間活力を最大限活用したスマートシティプロジェクトを推進している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は、雇用者数の 2 割以上、売上高の 4 割近く、付加価値額の 3 割近くを製造業が占め、製造業中心の産業構造になっている。中でも、相対的に輸送用機器製造業の占めるウェイトが高く、同産業の生産拡大が地域経済全体の発展を牽引するとともに、地域の中小製造業者の加工技術等を磨き、技術や経営の高度化に貢献してきた。

しかし、平成 20 年秋に発生したリーマン・ショックや海外への生産移転の加速により輸送用機器関連産業は大きな影響を受け、本市の製造品出荷額は、リーマン・ショック前に比べて 1 兆円以上減少した。

こうした状況を踏まえ、本市は、平成 23 年 10 月に、ものづくり産業振興の指針として「はままつ産業イノベーション構想」を策定し、既存産業の高度化・高付加価値化、成長市場・新産業の創出等を目指して諸施策に取り組んできた。その後の経済環境の変化に合わせ、平成 29 年 3 月に本構想を改訂し、「産業イノベーション都市・はままつ」の実現に向け、新たな取り組みを行なっている。

この計画においても、本構想との連携の下、高度なものづくり基盤技術を持った輸送用機器製造業の集積を背景に、光・電子技術、IT 技術等との融合や地域の研究機関の技術シーズの活用促進等を通じて、輸送用機器製造業に次ぐ新たなリーディング産業を地域に創出し、地域経済の持続的な発展につなげていくことを目指す。

本市の森林面積は、1,030 平方キロメートルを占める。広大な森林は、整備や管理に費用がかかるため行政課題として捉えられがちであるが、本市では、産業面や環境面に大きく寄与する市民の大切な財産と捉えている。

この財産を活かしていくため、国際認証である「FSC」を平成 22 年 3 月に取得し、さらに平成 29 年 4 月には「林業成長産業化地域」の指定を受け、「FSC 森林認証制度に基づく森林管理」と「FSC 認証材の利用拡大」を並行的に推進している。これにより、林業・木材産業を振興し、「産業力」の強化と森林の多面的機能の強化、すなわち「森林のレジリエンス力」の強化を同時に達成することを目指している。

また、上段でも触れられているように本市は製造業中心の産業構造となっているが、農業

も全国7位（平成27年市町村別農業産出額推計値）の産出額を誇っており、総農家数も全国1位で、農業経営体数も全国5位など、農業も地域を担う産業の一つである。

この計画において、第一次産業である農林水産業と製造業を中心とする第二次産業が相互に連携できる仕組みを整え、木材や農産物、水産物の生産から販売を支え、新たな需要を生み出す事業の創出を図り、第1次産業、第2次産業、第3次産業のバランスの取れた地域としての発展を目指す。

本市の屋台骨を支えてきたものづくり産業等は、リーマン・ショックや海外への生産移転の加速により、国内に居ながら稼いだり雇用を守ったりというプロセスが揺らいできている。このような中、内需型産業といわれ、インバウンド需要等も旺盛な観光関連産業を主要産業化することが、本市の持続的発展に向けて必要不可欠である。本市は、徳川家康公や井伊直虎・直政をはじめとした出世人を多数輩出した出世の街として観光振興を推進するとともに、海・山・川等の恵まれた自然環境を生かしたビーチ・マリンスポーツの聖地としても観光PRを進めることで、さらなる観光交流客数の増加を実現するとともに、「仕事とレジャーが日本一近い街」として、仕事も遊びも一流というベンチャーや人材を本市に誘引し、移住・定住の増加にもつなげていく。

さらに、平成23年の東日本大震災を受け、本市では、エネルギー政策に戦略的に取り組む指針として、浜松市エネルギービジョンを策定した。エネルギービジョンでは、“エネルギーに不安のない強靱で低炭素な社会「浜松版スマートシティ」の実現を目指し、①再生可能エネルギー等の導入、②省エネルギーの推進、③エネルギーマネジメントシステムの導入、④環境・エネルギー産業の創造を4本柱に、官民一体となった事業を推進している。

これら製造業をはじめとする多様性のある産業の発展が、それぞれ地域の雇用者数の約2割を占める卸売・小売業やサービス業等の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	11,180 百万円	—

(算定根拠)

- ・ 地域経済牽引事業による付加価値創出額

= 地域経済牽引事業 1 件あたりの付加価値額 (百万円) × 地域経済牽引事業の新規事業件数 (件) × 地域経済牽引事業の域内への波及効果

11,180 百万円 = 430 百万円 × 20 件 × 1.3 倍

※ 1 件あたり 4.3 億円の付加価値額は、経済センサスー活動調査 (平成 24 年) での静岡県の 1 事業所あたり平均付加価値額 (4,754 万円) の 9 倍。地域経済牽引事業件数 20 件は、平成 30 年度までの実績 9 件に加え、平成 31 年度を実績平均で 5 件、平成 32、33 年度を事業実施期間が短くなることで件数が半減すると見込み 3 件として設定。経済波及効果は、最新の平成 23 年静岡県産業連関表の産業平均のうち、県外からの移輸入を考慮した効果を採用。

なお、1 件あたりの付加価値額は、平成 30 年度までの実績 7.3 億円 (9 件実績) と平成 31 年度からの見込みを 1.8 億円 (11 件) とし、その加重平均値である 4.3 億円として設定。

- ※ 1 件あたりの付加価値額算定方法

(平成 30 年度までの実績)

9 件 × 7.3 億円 = 66 億円

(平成 31 年度からの見込み)

11 件 × 1.8 億円 = 20 億円

(1 件あたりの付加価値目標額)

(66 億円 + 20 億円) / 20 件 = 4.3 億円

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	430 百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	20 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,754万円（静岡県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①事業者間での取引額が開始年度比で2%以上増加すること
- ②事業者の売上げが開始年度比で2%以上増加すること
- ③事業者の雇用者数が開始年度比で2%以上増加すること
- ④事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で3%以上増加すること

（設定根拠）

- ①、②県民経済計算の名目静岡県内総生産（静岡県）の直近5か年
（H24:15,289,445百万円→H28:15,455,898百万円）の増加率1.1%の2倍
- ③労働力調査の就業者数（静岡県）の直近5か年
（H24:1,939千人→H28:1,984千人）の増加率2.3%を維持
- ④県民経済計算の県民雇用者報酬（静岡県）の直近5か年
（H24:7,347,848百万円→H28:7,454,572百万円）の増加率1.5%の2倍

なお、（２）、（３）の指標については、事業計画の計画期間が5か年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域
該当区域なし。

(地図)

(2) 区域設定の理由

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①輸送用機器関連技術を活用した成長ものづくり分野
- ②光・電子、IT（デジタルネットワーク・コンテンツ）技術を活用した成長ものづくり分野
- ③世界基準で管理する持続可能な森林等の自然環境を活用した農林水産分野
- ④遠州灘、浜名湖、天竜川、南アルプス、徳川家康公や井伊直虎・直政等で知られる「出世の街 浜松」等の観光資源を活用した観光分野
- ⑤市内の太陽光発電等のエネルギー関連産業の集積を活用した環境・エネルギー分野

(2) 選定の理由

①輸送用機器関連技術を活用した成長ものづくり分野

本市では、輸送用機器メーカーを頂点とするピラミッド型の企業系列の中で、関連する中小製造業者が自社の技術（切削加工・塑性加工・鋳造等の加工技術やめっき等の表面処理技術、計測検査等）を常に磨き高度化してきた。中でも、切削加工やプレス加工をはじめとする二輪車向けの加工技術から習得した軽量化技術や超高張力鋼板材の冷間プレス加工は、地域の要素技術として、大手輸送用機器メーカーからも注目されている。主題事項を「運輸」に限定しても2,800件以上の特許が本市に所在していることから、輸送用機器関連技術の蓄積が見て取れる。

本市では、スズキを筆頭とする輸送用機器製造業の事業所が市内に約790か所存在し、約35,000人の雇用の受け皿となっている等、輸送用機器製造業の集積が極めて顕著であり、輸送機器関連の基盤技術のさらなる高度化にも期待が持てる。

また、本市の中小企業には、自社の持つ技術的な強みを生かし、軽量化・電動化・IT化・ネットワーク化が進む次世代輸送用機器への対応や新分野への進出、新事業の展開を模索する動きが見られる。

実際に、浜松商工会議所の会員企業等をメンバーとして、成長産業への進出を目指す研究会が6つ立ち上がっており、その中から、航空宇宙分野や医療機器分野への展開を目指す中小企業の協同組合も誕生している。

こうした状況を踏まえ、地域の輸送用機器産業とそれを支える関連産業の事業者による自社のコア技術を生かした成長ものづくり分野への進出や、それを見据えた技術・製品開発の支援に注力していく。

②光・電子、IT（デジタルネットワーク・コンテンツ）技術を活用した成長ものづくり分野

本地域の企業や研究機関は、国の知的クラスター・産業クラスター政策等も追い風としながら、産学連携により光・電子技術、ソフトウェア技術の高度化や技術シーズの事業化プロジェクトに継続して取り組んできた。

最近では、平成23年から浜松地域イノベーション推進機構を総合調整機関とした産学官金連携の取り組みとして、文部科学省の地域イノベーション戦略支援プログラム「浜松・東三河ライフフォトニクスイノベーション」の採択を受け、42件の研究開発

プロジェクトを創出した。また、JST 地域産学官共同研究拠点整備事業「はままつ次世代光・健康医療産業創出拠点」を中心として、医工連携による健康・医療機器開発にも取り組み、これまでに 10 件の製品化に成功している。さらに、平成 28 年には、静岡大学及び浜松市が文部科学省の地域イノベーション・エコシステム形成プログラムの採択を受け、「光の先端都市『浜松』が創成するメディカルフォトニクスの新技術」をテーマに、新たなプロジェクトを立ち上げたところである。

中でも、レーザーに関連した技術は本市の産業を支える要素技術の一つであり、金属・樹脂向けのレーザー加工技術に加え、高精度・高分解能なテラヘルツレーザー分光スペクトルといった測定技術やレーザー塗膜除去装置のようなレーザーによる新工法を提案する製品を輩出している。

本市には、光・電子デバイス開発のトップランナー企業である浜松ホトニクスをはじめ、センシング、モニタリング、画像処理、レーザー技術等の光・電子技術、ソフトウェア技術をコアとする開発型企業群が集積している。特に、電子部品・デバイス・電子回路製造業に関しては、事業所が約 90 か所存在しており、全国の市区町村の中でも 9 番目に多い。静岡大学や光産業創成大学院大学から光・電子技術をコアとするベンチャー企業も 30 社以上誕生しており、光・電子技術やソフトウェア技術を事業化に繋げていく素地は十分にあるといえる。

以上のような流れの中で蓄積・高度化されてきた光・電子、IT（デジタルネットワーク・コンテンツ）技術を活用し、地域の製造業者の成長ものづくり分野への進出や、それを見据えた技術・製品開発につなげていく。

③世界基準で管理する持続可能な森林等の自然環境を活用した農林水産分野

本市は、平成 17 年 7 月 1 日の市町村合併により、伊豆半島よりも大きい面積を有することとなり、その面積の 66%にあたる 1,030 平方キロメートルが森林である。

この森林は、明治時代に金原明善翁が天竜川の河川改修に取り組んだ後に、「川を治めるためには上流の山を治める必要がある」という治山・治水の考えからスギやヒノキを植林したことが礎となっている。現在、本市の手入れの行き届いた森林は「天竜美林」と称され、尾鷲、吉野と並び日本三大人工美林の一つに数えられている。

本市は、こうした森林の多面的機能の強化や林業・木材産業の振興を目的に、浜松版グリーンレジリエンスとして、「FSC 森林認証制度^{*}に基づく森林管理」と「FSC 認証材の利用拡大」を同時並行的に推進している。また、平成 29 年 4 月には、農林水産省から「林業成長産業化地域」として指定を受けている。

※FSC 森林認証制度：持続可能な森林経営に向けた国際森林認証制度

本市は平成 22 年 3 月の認証取得以来、年々面積を拡大し、現在では全国市町村のうち日本一となる 45,131ha を誇る。森林組合等は、こうした FSC 認証材をベースに高性能林業機械などを活用して環境配慮型の低コスト木材生産を行い、年間 80,000 m³を超える FSC 認証材を生産している。

FSC 認証材の利用拡大の取組としては、「地産地消」と「地産外商」の二方向で取り

組んでいる。「地産池消」については、公共施設での木材の積極利用はもとより、民間物件での利用拡大に向けて「浜松地域 FSC・CLT 利活用推進協議会」を組織し、CLT 設計技術やサプライチェーンの強化、各種プロモーション活動などを推進している。この協議会には、いわゆる川上から川下までの業界を超えた事業者約 120 社・団体が参画している。「地産外商」については、特に首都圏をメインターゲットとしたセールス活動や中国・韓国・台湾等をターゲットとした海外輸出、大手家具メーカー等との連携による新製品開発などを行っている。

こうした森林は本市の重要な水源を守っており、そこを流域とする天竜川や都田川から、工業用水はもとより、豊富な農業用水を供給している。本市は、急峻な中山間地、扇状地に広がる平野部、河岸段丘の台地、沿岸部と多様な地形によって形成されており、全国有数の長い日照時間や温暖な気候に支えられ、170 を超える多彩な品目が生産され、全国 7 位の農業産出額（平成 27 年市町村別農業産出額推計値）を誇っている。その多様性は、みかんや馬鈴薯、セルリー、ガーベラなど、その品質で高いブランド力を誇る農産物の他、6 次産業化による「うなぎいも」など 1 次産業にとどまらない新たな価値を創出する取り組みをも生み出している。

また、水産業においても豊富な水資源を生かし、うなぎやすっぽんの養殖発祥の地として、ブランド力を維持しつつ、中山間地におけるあわびやチョウザメの陸上養殖など新たなビジネスを育てている。

このように、FSC 森林認証制度に基づいて世界基準で管理する持続可能な森林等の他、豊かな日照、多様な水産資源を育む汽水湖等、本市特有の自然環境を活用して、農林水産分野における地域経済牽引事業の促進を図っていく。

④遠州灘、浜名湖、天竜川、南アルプス、徳川家康公や井伊直虎・直政等で知られる「出世の街 浜松」等の観光資源を活用した観光分野

本市における観光交流客数は年間 1,962 万人で静岡県内 2 位（平成 28 年度静岡県観光交流の動向）、宿泊客数は 236 万人で静岡県内 3 位（平成 28 年度静岡県観光交流の動向）である。なお、静岡県の平成 28 年度の宿泊客数は 2,123 万人で、全国 5 位となっている。

本市は、市内中心部から 30 分圏内に遠州灘、浜名湖、天竜川、南アルプスといった魅力的な観光スポットを有しており、現在、遠州灘と浜名湖エリアの観光交流客数は 6,612,219 人、宿泊客数は 1,039,096 人、天竜川エリアの観光交流客数は 1,505,715 人、宿泊客数は 6,139 人（ともに平成 28 年度静岡県観光交流の動向の根拠となる浜松市報告資料）である。これらのスポットでは、遠州灘におけるサーフィンやスキムボード、浜名湖におけるヨットやパラセーリング、海岸におけるビーチバレー等のビーチスポーツ、天竜川におけるカヌーやキャニオリングといった約 50 種のビーチ・マリン・レイク・リバーのスポーツ・レジャーを楽しむことができるほか、奥浜名湖の山々や南アルプスでは、トレッキングやキャンプ等が可能である。本市としては、市中心部から 30 分圏内でこれらすべてが楽しめるという最高の立地条件を生かして、ビーチ・マリン

ポーツの聖地を都市ブランドとして打ち出し、官民連携によるビーチ・マリンスポーツ推進協議会を組織するなど、施設整備を進めながら、「聖地化」を推進していく。

また、徳川家康公や井伊直虎・直政等が大出世し、世界的な起業家と企業を生み出し続ける「出世の街」として、日本を動かしてきたという稀有な歴史を生かして、城めぐりアプリの全国お城入場者ランキングで13位となるなど、全国的な人気を博している浜松城や井伊家の菩提寺である龍潭寺をはじめとする湖北五山等の歴史資源を生かしつつ、市内に本社を有する自動車や楽器等の世界的企業の産業観光施設等を国内外にPRするなど、観光振興に取り組んでいく。

このほか、本市においては、平成29年の大河ドラマ「おんな城主 直虎」、平成30年秋開催の世界トップクラスのピアノコンクールである浜松国際ピアノコンクール、平成31年春の本番を挟む形で3年間にわたって繰り上げられるJRグループ6社と自治体、観光事業者が連携して取り組む国内最大の観光キャンペーン「静岡デスティネーションキャンペーン」、本市出身の田畑政治氏が主人公となる平成31年の大河ドラマ「いだてん」、平成31年秋開催の世界三大スポーツイベントの「ラグビーワールドカップ」と平成32年夏開催の「東京オリンピック・パラリンピック」等が開催される。また、平成32年には、はままつフラワーパーク50周年や家康公浜松城築城450年等の記念事業も予定されている。

これらを推進していくため、平成30年度始動の官民連携組織の地域連携DMO「(公財)浜松・浜名湖ツーリズムビューロー」が中心的な役割を果たすことにより、観光関連産業の振興によって自ら稼ぐ地域の実現を目指していく。

このように、本市は経済的観点からの観光関連産業の主要産業化と社会的観点からのシビックプライドの向上を同時に実現できるように官民が強固に連携しながら、地域の観光資源を活用して、観光分野における地域経済牽引事業の促進を図っていく。

⑤市内の太陽光発電等のエネルギー関連産業の集積を活用した環境・エネルギー分野

本市は、都市部、平野部、沿岸部、中山間地域など多彩な市域フィールドを有する国土縮図型の都市である。多彩な市域のフィールドでは、年間2,243.5時間(平成29年)という全国トップクラスの日照時間や強い季節風、大小様々な河川、広大な森林資源など、多様で豊富なエネルギー源が存在する。

このような状況を背景に、本市では、エネルギービジョンの事業の柱として、「再生可能エネルギー等の導入」に第一番目で取り組んできた。特に、国内トップクラスの日照時間のほか、養鰻池跡地など遊休用地を活用して、太陽光発電の導入に力を注いできた。現在では、経済産業省が発表した「市町村別再生可能エネルギー導入件数・導入量」では、発電出力10kW以上の太陽光発電設備の導入件数及び、全出力を合計した太陽光発電の導入量において、平成29年3月時点で、10kW以上の導入件数6,366件、全出力の導入量368,750kWと全国1,741市区町村の中でトップと「日本一の太陽光発電のまち」となっている。

この他、平成29年度からは、陸上だけでなく洋上も含む風力発電ゾーニング事業や木質バイオマス資源量調査を進めるほか、バイオマス産業都市構想に基づく各種プロジ

ェクトの推進など、新たな再生可能エネルギー由来の分散型エネルギーの導入を目指していく。

既存の発電施設の他、今後の導入予定施設を含む国の固定価格買取制度の設備認定件数は、太陽光発電 10,209 件、バイオマス発電 4 件、風力発電 15 件となっており、更なる再生可能エネルギーの導入も見込まれている。特に太陽光発電の既導入においては、発電事業者のうち約 8 割が建設事業者やエネルギー関連事業者などの市内資本の事業者が占めている。この他、太陽光発電所を持続的に維持管理するため、浜松新電力を中心に太陽光発電サポート体制の構築も図っており、メンテナンス事業者の認定登録制度を創設し、現在 11 社の認定、データベース化も行っている。さらに、本市では、市内で生み出された地産エネルギーを賢く（スマートに）使う「分散型エネルギーの地産地消」システムの構築を推進していく。

具体的には、1 点目として、平成 27 年 10 月に本市も出資し、地域の再生可能エネルギー電力の地産地消を進める㈱浜松新電力を設立した。浜松新電力では、市内事業者向けの省エネサービスや、太陽光発電が適正に維持管理できるよう太陽光発電サポート事業展開するなど、地域におけるエネルギー総合サービス会社「浜松版シュタットベルケ」への発展を目指していく。

2 点目として、民間活力を最大限生かし、市内において、スマートコミュニティの導入を目指すため、官民連携組織「浜松市スマートシティ推進協議会」を平成 27 年 6 月に設立した。現在では、電機、通信、エネルギー供給、交通、建設業などの 130 を超える市内外の企業が参画しているほか、東京工業大学や静岡大学などの電力システムやスマコミ技術などの専門知見を有する大学、国の各省庁も参画しており、浜松版スマートシティ構築のための官民連携体制を整えた。同協議会では、中区の公共施設集積エリアや浜北区の区役所跡地、天竜区佐久間の中山間地域の市内 3 地区をモデル地区として、各々で民間企業主体の研究会を立ち上げ、その地区ごとに地域性を持ったスマートコミュニティの構築を目指し、事業化に向けて検証を進めている。

3 点目として、大規模工場跡地などの市内の市街化区域の遊休用地の適正な土地利用を誘導し、地域実情に合わせたスマートタウンの構築を進めるため、平成 29 年 12 月に浜松版スマートタウンガイドラインを策定した。当該ガイドラインでは、本市の豊かな自然エネルギーを活用したエネルギー効率の優れ、かつ、暮らしの質の向上も目指した持続可能なまち「浜松版スマートタウン」への誘導を推進していく。

このように、安全安心なまちづくり（レジリエンス）や市民生活の質の向上（QOL）に繋がる分散型エネルギーの導入と地産地消を図るため、本市の太陽光発電等のエネルギー関連産業の集積を活用して、環境・エネルギー分野における地域経済牽引事業の促進を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

本地域の特性を生かして、成長ものづくり分野等の産業イノベーションを促進していくためには、地域事業者のニーズを確実に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 予算事業

地域経済牽引事業を促進し、地域資源を活用しながら地域独自の事業環境整備を行う。

・ 成長産業創出支援（6分野の研究開発・製品開発）

本市では、はままつ産業イノベーション構想において、重点的に支援すべき産業分野として位置づけている成長6分野（次世代輸送用機器、健康・医療、新農業、光・電子、環境・エネルギー、デジタルネットワーク・コンテンツ）について、平成24年度から研究開発費補助事業を創設。新技術、新製品等の研究開発を行い、製品化を目指す市内の中小企業者等に対し、研究開発費の一部を補助している。

・ オープン・イノベーションの推進

新たな産業の創出に向け、研究開発、事業化、製品化等について、大学や企業の系列等の垣根を越えて産学官金が連携し、国・地域内外の人材・技術・資金・情報等のさまざまな資源を活用、投入できる「オープン・イノベーション」の体制を確立し、成長市場を創出する。大学の研究施設等を拠点とする「オープン・イノベーションの場」の確立を支援し、産と学の技術者がグループを構成し「開発ユニット」となり、プロジェクトの創出や起業家の育成を進める。

また、大企業等が求めている技術やアイデアなどのニーズと地域の優れた技術を連携・仲介することで、地域企業の新事業展開や事業拡大を図る。

さらに、「国土縮図型」政令指定都市である本市の多彩なフィールドを生かして自動運転やスマートシティ関連等の実証実験を推進し、民間活力を最大限生かして、地域内外の民間事業者、大学、市民参画によるビジネスモデルの創出を目指す。

・ 創業・ベンチャー支援

産学官金の連携による起業支援体制「はままつスタートアップ」を構築し、その総合窓口である「はままつ起業家カフェ」（浜松市、浜松地域イノベーション推進機構、浜松商工会議所の協同運営）が中心となり、会社設立時の手続き費用や、ものづくり企業が創業する際の設備投資費用を対象とする補助制度の効果的な運用等を通じ、創業しやすい環境を整える。

また、創業間もないベンチャー企業から株式公開を目指すベンチャー企業まで、さまざまなステージにおける成長を後押しするべく、ベンチャー企業が市内で行う実証実験に対する総合支援（経費補助、実証実験フィールドの斡旋、PR支援等）や市内ベンチャー企業に対する投資の活性化を図るため、ベンチャーキャピタルの出資に協調した交付金の交付事業等を推進していく。加えて、意見交換や交流の機会の提供による企業間のネットワークの強化や子供から大人までの起業家マインドの育成等を総合的に取り組み、ベンチャー企業が集積する「浜松バレー」の実現を目指す。

・企業力の向上支援

中小企業等に対して、イノベーションの創出に必要な企業の基礎体力ともいえるべき、ヒト、モノ、カネ、情報の経営資源のさらなる強化を支援していく。

具体的には、「浜松ものづくりマイスター」の活用や産学官金連携によるセミナー等を通じた人材育成や技術専門スキルの向上支援、見本市や商談会への出展支援による国内販路開拓の後押し、知的財産の有効活用による経営戦略の構築支援、公的資金や金融機関の融資・ファンド等を活用した資金調達のサポート等を引き続き実施していく。

なお、これらの事業の多くは、市の予算により、浜松地域イノベーション推進機構を窓口として実施している。

・海外ビジネス展開支援

国内需要の伸び悩みや製造業を中心としたメーカー各社の海外生産及び現地調達化の進展に伴い、東南アジア等の成長国への進出や海外販路開拓によって海外需要を取り込み、国内事業の活性化を図ろうとする意欲的な中小企業の海外ビジネス展開を積極的に支援する。総合的な相談・支援窓口であるアセアンビジネスサポートデスクを中心に海外ビジネス展開を検討している企業に対して、有益な海外ビジネス情報や現地情報を提供するとともに、産業支援機関等と連携した海外展開のハンズオン支援を実施する。あわせて、「海外ビジネス展開支援に関する協定」締結機関や外国政府機関と連携を図ることで、企業に対する支援体制の強化を進めていく。

また、成長6分野及び地域産業に関連する国際見本市への出展支援（浜松市ブースを設置）や国際見本市・商談会出展に対する助成等を行うとともに、農林水産物及びその加工品等の海外販路開拓を行う農林水産業者や中小食品事業者を支援することで、国内における本市の食の認知度向上に努め、農林水産物及びその加工品等のさらなる販路拡大を図る。

・戦略的な企業立地・誘致支援

産業構造の変革に対して、成長分野における企業をターゲットとした、戦略的な企業誘致をオール浜松体制で推進するとともに、本市産業との融合により新たなイノベーシ

ョンが期待できるベンチャー企業の誘致及び市内企業とのマッチング等の支援に注力する。また、総合特区制度等の法規制の緩和を活用した工場用地の確保やベンチャー企業のサテライトオフィスの整備等に合わせ、国内最大級（1社あたりの補助額が最大38億円）のインセンティブとなる工場等の設置に対する企業立地補助金や、中心市街地にオフィスを開設する企業やインキュベーション施設に入居する企業に対する賃料補助制度の効果的な運用により、新たな産業集積を促進するための立地環境の整備を強化する。

・ 林業成長産業化推進事業

本市は、平成 29 年 4 月に国（林野庁）から全国 16 地域の 1 つとして「林業成長産業化地域」の指定を受けている。浜松地域林業成長産業化地域構想には、森林組合、製材・加工事業者、木材流通事業者など、地域のキープレイヤー12 社・団体が国や本市の予算・施策をフル活用し、①品質の高い原木の増産及び安定供給、②高付加価値天竜材製品の開発・生産、③天竜材の流通・販路の拡大、④最適なサプライチェーンの強化・再構築、⑤次代の林業・木材産業を担う人材の育成に取り組んでいく。

・ 林業機械・施設整備事業

木材生産の低コスト化を推進し、天竜材の競争力向上を図るために高性能林業機械等を導入する市内の森林組合、林業事業体等に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、必要な支援を行う。

・ 6 次産業化推進事業

農林漁業と工業（2次産業）、商業や観光業等（3次産業）を組み合わせた6次産業化やブランド化をはじめとする、農林漁業の付加価値の向上や新たな価値の創出、新規販路の開拓を図る取組及びそれを支える地域の事業や活動に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、事業に関する必要な支援を行う。

・ 農業経営塾開催事業

市内の意欲ある農業者を対象に、農業の経営に関する講座を開催することで、経営者としての資質向上を図り、本市の農業を牽引するリーダーを育成する。

・ スマート農業推進事業

農業者の所得向上や農業産出額の向上への有効な手段となりつつある高効率・高収益なスマート農業を普及させるため、先進的栽培技術設備等を導入する農業者に対し必要な支援を行う。

- ・農産物生産振興事業

産地競争力の更なる強化を図り生産者の所得向上に繋げるため、国庫補助金を活用し、効率的で先進的な集出荷場等の整備を行う農業協同組合等を支援する。

- ・地域企業や起業家による観光関連産業への参画支援

観光関連事業のポテンシャルは高いものの、地域企業や起業家による参画意欲は決して高いとはいえず、地域金融機関によるファイナンスや経営支援等もものづくり産業に比べると高いとはいえない。そこで、平成 30 年度始動の官民連携組織の地域連携 DMO 「(公財) 浜松・浜名湖ツーリズムビューロー」が中心となって、観光関連産業への参画支援に取り組んでいく。

- ・広域連携や産学官連携の加速による観光関連産業の活性化支援

他の自治体や支援機関等との間で、相互補完的な強みやコンソーシアムを生かすことで、迅速かつ的確に観光関連産業を活性化できるような広域連携を進める。また、人材養成機関である大学等と連携し、ICT や SNS 等を生かした取り組みを加速させることで、ターゲティングを明確にした観光誘客と顧客満足度の向上を実現する。

- ・MICE の推進

国際会議や国際的なイベントの開催は、本市の魅力を国内外に発信する貴重な機会であり、経済効果も大きい。浜松駅前のアクトシティ浜松や浜名湖畔の宿泊施設等を会場とした MICE の誘致を積極的に進め、国内外において観光コンベンション都市としての地位を高めていく。

- ・インバウンドの推進

本市の強みであるものづくり産業や音楽の都としての楽器や音楽事業、豊かな自然や絶品グルメ、ビーチ・マリンスポーツ等を生かした取組みを通じて、これまでも強化してきたアジア圏を中心としたインバウンドを一層加速させていく。さらに、世界三大スポーツイベントの開催を見据えて、欧米豪からのインバウンドも加速させていく。

- ・再生可能エネルギー等の導入

平成 29 年度、30 年度の 2 か年をかけ、環境省の風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業を活用し、市内全域及び本市沿岸における風力発電ゾーニング計画（陸上、洋上）を策定し、地域の自然的・社会的条件を踏まえ、地域合意形成を図り、発電事業者の風力発電の導入を促進する。

バイオマス関連では、バイオマス産業都市構想に基づき、生ごみバイオマスや木質バイオマス発電等のプロジェクトの事業を推進するため、国の設備導入や設計等のための

補助金を活用するほか、木質バイオマスのエネルギー（電気、熱）活用については、設置導入に向けた事業化可能性調査等に対する補助金を交付し、プロジェクトの実装を目指す。

この他、温泉付随ガスや家畜ふん尿から生まれるメタンガスを活用した発電や、太陽熱や下水熱など地域未利用エネルギーなど、地域特性を活かした再生可能エネルギー等の導入を促進する。

・ スマートコミュニティの構築

浜松市スマートシティ推進協議会では、中区、浜北区、天竜区佐久間で3つの研究会を立ち上げ、民間事業者を中心に官民連携により事業化検証を進めている。このうち中区と浜北区では、平成29年度に経済産業省の地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金の採択を受け、事業化可能性調査を実施している。

平成30年度以降は、3エリアだけでなく、市内の多様なフィールドを活用したそれぞれの地域特性を活かしたスマートコミュニティの実装を目指していく。

また、平成29年度には環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業）」の採択を受け、平成31年度までの3か年事業で、公共施設8グリッドに太陽光発電や蓄電池を配置し、電力の適正管理・融通を図る（以下「マイクログリッド」という。）など、浜松市マイクログリッド事業を推進する。本事業では、地域新電力も絡め、地産エネルギーの電力融通を進めるなど、公共施設だけでなく、民間施設への波及拡大を目指す。

・ 個別建物におけるエネルギーセキュリティ、環境負荷軽減

個別建物のエネルギーコストの軽減や大規模停電等の災害への備えとして、住宅や事務所などの各々の建物において、創エネ、蓄エネ機能の導入を進め、自立分散型の建物への誘導を促進するため、戸建住宅や集合住宅に対して、創エネや蓄エネ設備及びエネルギーマネジメントシステムの導入に対し、補助金を交付する。

また、公共施設においても、浜松市マイクログリッド事業において、隣接する複数の施設のマイクログリッド化を図り、創エネや蓄エネ設備を導入するなど、市内の個別建物におけるエネルギーセキュリティ、環境負荷軽減を促進する。

・ 地域新電力による浜松版シュタットベルケの推進

再生可能エネルギーの地産地消を推進するため、平成27年10月には、本市も出資を行い市内外の8事業者とともに株式会社浜松新電力を設立した。電力小売の全面自由化が始まった平成28年4月からは、市内の太陽光発電やごみ発電からの電力の供給を開始し、現在では、市内小中学校全校をはじめ、16メガワットの電力を公共施設や民間事業者に供給している。今後においても、新たな再生可能エネルギー由来の電力を獲得

し、一般家庭への供給や近隣市町村へのエリア拡大を図るなど、電力供給先の拡大を目指していく。

この他、市内事業者向けの省エネサービスのほか、国のFIT法改正により義務化された既設の太陽光発電のメンテナンスを行う太陽光発電サポート事業に取り組むなど、エネルギー供給に留まらない総合エネルギーサービス事業を展開する。

②地方創生関係施策

・成長産業創出支援

平成27年度に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、成長分野における市内中小企業の新技術、新製品の研究開発、製品開発に対する資金援助をはじめとする各種サポートを実施し、地域企業の成長分野への進出を促進した。

平成29年度以降も、新産業の創出及び複合的な産業構造への転換を推進するため、成長産業への進出を目指して研究開発を行う市内企業に対する助成制度等に交付金の活用を検討していく。

・創業・ベンチャー支援

平成27年度に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、平成28年度に地方創生推進交付金を活用して、産学官金連携による地域の創業支援体制「はままつスタートアップ」の構築及び総合窓口である「はままつ起業家カフェ」の設置運営を行い、市域を挙げて創業を支援した。

平成29年度以降も、新規創業・起業による新たな産業集積を促進するため、新規創業者への支援体制の強化等に交付金の活用を検討していく。

・海外ビジネス展開支援

平成28年度に地方創生推進交付金を活用して、国際見本市への出展を支援し、光・電子、医療機器等の成長ものづくり分野の海外販路開拓を推進した。

平成29年度以降も、海外需要を取り込み、競争力強化から新産業を創出するため、成長ものづくり分野や地域資源の海外販路開拓支援等に交付金の活用を検討していく。

・6次産業化推進事業

平成27年度に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、農林漁業と工業（2次産業）、商業や観光業等（3次産業）を組み合わせた6次産業化やブランド化をはじめとする、農林漁業の付加価値の向上や新たな価値の創出、新規販路の開拓を図る事業の創出を図った。

・海外販路開拓事業

平成28年度に地方創生推進交付金を活用して、台湾、タイ、シンガポールを中心に海外への販路拡大を目指す事業者の支援を行った。

平成29年度以降も、海外需要を取り込み、本市農林水産物の新たな販路開拓を目指す取り組みを推進する。

・農業経営塾開催事業

平成28年度に地方創生推進交付金を活用して、市内の意欲ある農業者を対象としての経営に関する講座を開催し、経営者としての資質向上を図り、本市の農業を牽引するリーダーの育成を図った。

平成29年度以降も、継続することで地域の中心的な担い手を育成する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①「浜松地域産学連携データベース」の作成・公開

本市では、平成29年5月に近隣の研究機関の研究テーマを集めた「浜松地域産学連携データベース」を作成し、市のホームページにて公開している。技術移転による中小企業の新製品、新技術開発につなげることが狙いである。平成29年8月1日現在、静岡大学、浜松医科大学、光産業創成大学院大学等の9機関から機械、ロボット、光、医学、スポーツ、防災など31分野、延べ1,247件のテーマについて研究のキーワードや担当教員名などを紹介している。同データベースの定期的な情報更新と地域企業への周知を行い、本地域における産学連携による産業イノベーションのきっかけ作りを支援する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

静岡県経済産業部内及び浜松市産業部内に、事業者の抱える課題解決のためのワンストップ相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合には、静岡県と本市で速やかに協議し、連携して対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①人材確保の支援

市内事業所の求人情報を無料で提供するホームページ「浜松就職ナビ JOBはま!」の運営や大都市圏での合同企業説明会の実施等によるUIJターン就職支援事業を通じ、本地域の事業者の円滑な人材確保をサポートする。

②事業承継の支援

静岡県事業引継ぎ支援センターや市内の商工会議所・商工会等の商工団体、金融機関等と連携し、経営者の事業承継への意識付けを強化することで、円滑な事業承継の取り組みが本地域に広がるよう努める。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度～平成 34 年度
【制度の整備】		
①予算事業	運用	運用
②地方創生関係施策	運用 更なる活用を検討	運用 更なる活用を検討
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
①浜松地域産学連携データベース	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
①県・市連携対応	体制構築・運用	運用
【その他】		
①人材確保の支援	運用	運用
②事業承継の支援	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

本地域が一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、浜松地域イノベーション推進機構・浜松商工会議所及び市内商工会等の産業支援機関、静岡大学・浜松医科大学・光産業創成大学院大学等の研究機関、静岡銀行・浜松磐田信用金庫・遠州信用金庫等の金融機関が連携して、支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、本市は、産業振興の方向性についての共通認識を醸成するとともに、支援策の実施に当たっては、これらの機関等と連携し「オール浜松体制」による効果的、効率的な支援を実施する。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

浜松地域イノベーション推進機構は、はままつ産業イノベーション構想の具体化に向けた中核的な役割を担い、地域の大学や他の産業支援機関と強固な協働体制を構築する。地域企業に対する総合的な産業支援のコンシェルジュ（相談、案内機能等）として、産業・技術・市場情報の収集・分析、経営基盤強化（人材育成、コーディネート業務等）、技術開発支援等をワンストップで提供する。

また、平成 29 年 4 月から本機構内に設置しているフォトンバレーセンターを拠点として光・電子技術を活用した包括的支援に取り組み、本市の強みである最先端の光・電子技術を核として企業、研究者、資金、情報等が集まる世界的拠点「フォトンバレー」の実現を目指す。

このほか、本機構は、新技術・新製品開発や市場開拓等、さまざまな段階において、国・県・市の補助事業等の受け皿となることや、大手企業等からの支援を誘導することにより、必要かつ最適な事業の確保に努める。

②浜松商工会議所及び市内の商工会

本市には、浜松商工会議所と 4 か所の商工会が存在している。これらの機関は、会員企業を中心とした地域の中堅・中小企業に対し、各種のセミナー・講習会の開催や多岐に亘る分野の経営相談の実施、経営能率の向上に資する人材の育成支援等を行い、地域経済の活力向上と地域振興に貢献する。

特に、浜松商工会議所は、浜松地域新産業創出会議の持続的な運営を通じ、本地域の中堅・中小企業の産学官連携による新技術・新製品開発や市場の販路拡大等による新規産業創出、次代を担う高度人材の育成を図る。

③国立大学法人静岡大学

平成 28 年度文部科学省地域イノベーション・エコシステム形成プログラム採択プロジェクト「光の先端都市『浜松』が創成するメディカルフォトニクスの新技術」を中心となって推進していく。

また、「静岡大学デジタルプロセスサポート事業」や、ものづくり理科地域支援ネットワーク「浜松 RAIN 房」等の取り組みを通じ、現在及び将来において本地域のものづくり産業を支える人材の育成を行う。

④国立大学法人浜松医科大学

JST 地域産学官共同研究拠点整備事業「はままつ次世代光・健康医療産業創出拠点」の中心として、本地域の医工連携に関する総合窓口機能を果たすとともに、医療現場のニーズ提供や医療機器分野参入セミナー等の実施により、地域企業の医療機器分野への進出をサポートしていく。

⑤学校法人光産業創成大学院大学

カリキュラムを通じて光技術を用いた起業、新事業展開を行う人材を育成するとともに、「レーザーによるものづくり中核人材育成講座」を開催し、ものづくりとレーザー技術の融合を推進する中核人材を育成する。

また、「OptoNext Hamamatsu」の中心となり、本市を「光先端都市」とするため、産官学金のネットワーク構築や海外の光産業クラスターとの交流等を推進する。

⑥静岡県工業技術研究所浜松工業技術支援センター

特化技術である光、レーザー技術をはじめ、材料、機械、電子等様々な技術分野の技術相談、依頼試験、共同・受託研究、講習会・技術セミナー等を通じ、本地域の中小製造業者の抱える技術的課題の解決、技術開発の支援等を引き続き実施していく。

⑦市内の金融機関

中小企業や創業者等に対して、資金ニーズに沿った適切な金融支援を行うとともに、地域密着型の営業網や企業ネットワークを生かし、販路開拓や経営課題解決の支援を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

本市では、平成10年9月に「浜松市環境基本条例」を制定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「浜松市環境基本計画」を策定している。この中で、市民、事業者、行政等が、環境に配慮した行動を実践できるよう、具体的な施策展開の基本方針や重点的な取り組みを示し、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進していくこととしている。地域経済牽引事業の促進等に当たっては、開発事業等について、環境保全上の見地から適正な対応が図られるよう、各種環境法令を遵守するとともに、環境の保全及び創造に十分配慮し、企業は、必要に応じて説明会や工場内の視察の受入れを行うなど、地域住民に十分な理解を得られるよう努めている。なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たっては、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

また、従前より市役所内に、関係部局の長により構成される「土地利用対策庁内委員会」を設置し、土地利用事業計画の相談・指導を行い、良好な生活環境の保全と事業活動の調和に努めてきている。本計画の実施に当たっても同委員会の指導調整により、事

業活動に伴い生じうる環境保全上の問題に配慮しつつ地域社会との調和を図っていく。

(2) 安全な住民生活の保全

地域経済牽引事業の促進に伴い必要となる安全な住民生活の保全に関しては、「静岡県防犯まちづくり条例」に基づき、行政、住民及び事業者らが協力して、住民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、地域の連帯感を高め、お互いに見守り合い、助け合う地域の力を取り戻し、さらに、犯罪の防止に配慮した都市環境の整備を図るなど、犯罪の起きにくい防犯まちづくりに積極的に取り組んでいるところである。

また、本市でも、平成22年1月から「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を施行するとともに同年8月に、「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」を策定し、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、地域の自主的防犯活動団体などと連携した防犯まちづくりを推進している。

以下の取り組みにより、犯罪の防止に配慮した事業活動の推進を図るとともに、犯罪又は事故の発生時における警察など関係機関に対する連絡体制の構築及び捜査への協力を努め、「安全・安心まちづくり」をより一層推進する。

・地域住民との協議

事業者、市又は県が基本計画に基づき、地域経済牽引事業の促進のための措置を実施するに当たっては、あらかじめ地域住民の意見を十分に聴取するものとする。

・防犯及び交通安全に配慮した施設の整備

ア 道路、公園、駐車場等の公共空間、事業所などの施設の整備については、防犯上の指針を参考として、計画の初期的段階から関係機関と十分な調整を行う。

イ 防犯に配慮した整備として、防犯カメラ、防犯灯、街路灯、ミラー等の設置など、主に見通しの確保に努めるほか、交通安全に配慮した整備として、ガードレールの設置、歩道や駐車スペースの確保などに努める。

ウ 事業者は、来訪者や従業員が使用する駐車場に防犯カメラを設置するなどの防犯対策を講じ、犯罪被害防止に努める。

・防犯責任者の設置と事務所内の防犯意識の高揚

事業所に防犯責任者を設置し、従業員に対する「エスピーくん安心メール」登録の働き掛けや静岡県警察ホームページ上で公開している「犯罪被害に遭わないために」、「子ども安全情報」、「交通事故発生マップ」等防犯・交通安全情報の収集に努め、従業員に対しそれら情報を伝達する安全ネットワークの整備を図るほか、事務所内の防犯点検や犯罪防止のための必要な措置を講ずるなど防犯意識の高揚に努める。

・地域の防犯活動への協力等

青色防犯パトロール活動を始めとする、地域住民が行う防犯・交通安全活動に積極的に参加及び協力を行うほか、それら活動に対して必要な物品、場所等を提供するなどの支援を行う。

・不法就労の防止等

外国人の雇用に関して、旅券等による当該外国人の就労資格を確認するなど、適法な就労の確保に努めるとともに、日本の法制度や生活習慣等を指導するなど、地域社会において相互理解を促す啓発を行う。

・犯罪捜査への協力等

ア 事業者は、暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力による様々な要求に応じないものとする。

イ 事業者は、事件や事故の発生時における警察や関係機関への連絡体制の整備を図るとともに、捜査活動への積極的な協力を行う。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

本市は、毎年度、有識者会議（地域経済牽引事業促進協議会）を開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しについてホームページ等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当区域なし。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成34年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。